

平成26年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成26年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

採点のポイント	<p>(1) 空間構成 ①建築物の配置計画 ②ゾーニング・動線計画 ③要求室等の計画 ④建築物の立体構成等</p> <p>(2) 意匠・建築計画 ①要求室の機能性・快適性等 ②図面表現等</p> <p>(3) 構造計画 ①構造種別、架構形式及びスパン割り等の計画 ②梁伏図及び部材の断面寸法等</p> <p>(4) 設備計画 ①浴室の給湯設備における熱源機器の設置計画 ②浴槽のろ過機、非常用電源、空調機の設置計画</p> <p>(5) その他 建築物の環境負荷低減に配慮した計画</p> <p>(6) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないもの」又は「面積表が完成されていないもの」 ②地上2階建てでないもの ③図面相互の重大な不整合（上下階の不整合、階段の欠落等） ④「建築面積が1,260 m²以下でないもの」又は「床面積の合計が1,800 m²以上、2,200 m²以下でないもの」 ⑤次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの 休憩・情報スペース、休憩・情報部門の各便所、地域特産品売場、仕分け室、レストラン、浴室、休憩室、エントランスホール、多目的室、事務室、設備スペース、エレベーター、防災備蓄倉庫 ⑥その他設計条件を著しく逸脱しているもの</p>
採点結果の区分 (成績)	<p>○採点結果については、ランクI、II、III、IVの4段階区分とする。</p> <p>ランクI：「知識及び技能」*を有するもの ランクII：「知識及び技能」が不足しているもの ランクIII：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクIV：設計条件・要求図面等に対する重大な不適合に該当するもの *「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。</p> <p>○なお、採点の結果、ランクI、II、III、IVのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクI：40.5%、ランクII：32.7%、ランクIII：20.5%、ランクIV：6.3%</p>
合格基準	<p>採点結果における「ランクI」を合格とする。</p>

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。